

～中原教育長のパワーハラスメントに嚴重抗議し、辞任を求める要請書～

中原教育長は辞任せよ

府教委は2月20日、「認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム」の調査報告書を公表しました。報告書は、中原徹教育長の教育委員会事務局職員に対する発言や行為をパワーハラスメント（パワハラ）と認定し、「教育長としての職責に背馳した不適切な発言」「人格の高潔性及び公平性の観点からも疑義ある行為」とし、立川さおり教育委員に対する言動について「職場内での事実上の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて威圧的、屈辱的な言動によって精神的苦痛を与えたものとしてパワーハラスメントと認定されても決して不合理とはいえない」「教育長としての権限を逸脱し教育委員としての品格にも関わる不適切な言動」としています。

いかなる場面においてもパワハラが許されないことは言うまでもありません。今回、それを指導すべき教育行政のトップが自らこれを行っていた事実は極めて重大であり、断じて容認できないことです。また、このような行為を行った中原教育長は、「人格が高潔」と規定される教育委員として、まったく不適格であることは明らかです。私たちは、このような行為を行った中原教育長に対し、満身の怒りをもって嚴重抗議し、ただちに教育長・教育委員を辞任することを求めます。

中原教育長の行為は、以下の点から極めて重大です。第1に、その態様が極めて悪質で人権侵害というべき内容であること、第2に、報告書も指摘するように、これらの行為が、職員の自由な意見表明を封殺し反論を許さず指示に従わせることを意図して行われ、それによって教育委員会の機能が損われていること、第3に、学校現場の立場に立って批判意見を述べたことがパワハラの対象となっていることです。

教育施策の決定において何より重要なのは、学校の状況、現場教職員の意見をふまえて十分論議し、合意を形成することです。それを阻害し、政治主導のトップダウンで施策を押しつけることは、教育をゆがめるとともに、学校の教育力を低下させ、結果として子どもたちを犠牲にするものです。このような教育行政のあり方を早急に見直すことが求められています。

以上のことから、下記について強く求めます。

記

1. 中原教育長は、ただちに教育長・教育委員を辞任すること。

大阪府教育委員会 教育長様

2015年3月 日

職場名：（ ） 高校

【取り扱い団体】大阪府立高等学校教職員組合（府高教）